主

原判決中被告人A、同B、同C、同Dに関する部分を破棄する。

被告人Aを懲役一〇月に、同Bを懲役六月に同C、同Dを各懲役四月に 処する。 但し被告人Aに対し原審における未決勾留日数中六〇日を右本刑に算入 する。

被告人B、同C、同Dに対しては、いずれも本裁判確定の日から三年間 右刑の執行を猶予する。

被告人Aに対し押収にかかる青銅四屯二一五瓩(但し延棒としたもの合計八五個)を没収する。

被告人Bに対し押収にかかるE号一隻を没収する。

当審における訴訟費用(国選弁護人永井貢に支給した分)は、被告人Aの負担とする。

被告人Fの本件控訴を棄却する。

理 由

本件各控訴の趣意は、記録編綴の検察官坂本杢次、被告人Bの弁護人馬場照男、同鈴木惣三郎、被告人Fの弁護人本間大吉の各提出にかかる控訴趣意書記載のとおりであるから、茲にこれを引用する。

これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

一、 馬場弁護人の論旨第一点及び鈴木弁護人の論旨第一点(事実誤認)について

二、 検察官の論旨第一点(事実誤認)について

所論指摘の各証拠によると、被告人C同Dは前記E号の乗組員としてBと共に生 赤貝の輸送に当り、被告人Aが本件青銅を本邦内に密輸入するの情を知りながら右 Aのためb港沖合で同船にこれが積込み並びにa沖合までの輸送に協力従事し、以 てAの右密輸入行為を幇助した事実を認めることができる。(尤も公訴事実のよう 三、 馬場弁護人の論旨第二、三点及び鈴木弁護人の論旨第二点(船舶没収の違法)について

〈要旨第一〉しかし、憲法第二九条は一般に財産権の不可侵を認めつつしかもそれ が絶対性を有するものとはせず公共の福〈/要旨第一〉祉のためには制限を受けるもの であることを認め、更にこれを公共のために用いる場合には正当な補償を以てしな ければならないことを保障した規定であつて、裁判において没収として科せられる 場合の如きは同条の保障する範囲外の問題であると解せられるから、右憲法違反の 主張は当らない。又関税法(昭和二九年法律第六一号による改正前のもの)第八三 条第一項により、犯罪の用に供した船舶を犯人の占有に係るものとして没収する場 合においては、その犯人の占有が元来所有者の意思に基かないものであるとき(例 えば所有者が強窃盗によりその所持を奪われたものであるとき)その他所有者に何 等故意又は過失の責むべきものがない場合には没収し得ない例外があると解すべき であるけれども(昭和二七年(う)第三二九号昭和二九年一月三〇日広島高等裁判 所判決、判例集七巻一号四七頁参照)記録に現われた証拠特に証人Hの原審第三回 公判調書中の供述記載によれば、所論のE号の所有者であるHは、本件犯行当時同船に船主として監督のため同乗していたものであることが明らかであるから、当時前記船長及び船員と同様に、その積載輸送にかかる本件青銅が密輸入品である情を 十分知つていたと推知されるのみならず、若し全然これを知らなかつたとせば、 の間到底過失の責を免れ得ないものというべく、従つて本件はさきに説明した没収 を免かるべき場合ではないといわねばならない。従つて原判決が前記関税法第八三 条第一項を適用してこれが没収を言渡したのは正当であつて所論のような法令適用 の誤等はない。論旨は理由がない。

四、本間弁護人の論旨(事実誤認)について

しかし、原判決挙示の証拠によれば、破告人Fに関する原判示第二の事実を認めることができるのであつて、記録を調査するも右の認定に誤があるとは認められない。所論の利益分配に関する約束等は必ずしも事前に存するとは限らないのであるし、又記録によるとIが後に供述を変更するに至つたのは右被告人と通じて証拠の湮滅を図つたがためであることが窺い知られる。要するに原判決には所論のような事実誤認その他採証法則の違背等もない。論旨は理由がない。

五、検察官の要旨第二点(量刑不当、但し被貴人Bを除く)について

記録に現われた事実により諸般の情状を検討するに、本件は被告人A等において計画的に為された悪質な犯行であると認められる。従つて原判決が同被告人に対してまでもその懲役刑につき執行猶予を与えたのは、所論のように科刑軽きに失するものがあると認めざるを得ない。論旨は理由がある。

以上の次第であるから原判決中被告人A、同B、回C、同Dに関する部分は刑事訴訟法第三九七条によりこれを破棄し、同法第四〇〇条但書に従い左のとおり自判すべく又被告人Fは同法第三九六条によりこれを棄却すべきものとする。

(罪となるべき事実)

第一 (一)被告人Aは、税関の免許を受けないで大韓民国より青銅を本邦内に密輸入しょうと企て、昭和二八年四月一七日頃大韓民国 b港沖合において、鮮魚貿易船 E 号に青銅四屯二一五瓩(延棒にしたもの合計八五個)を船積して翌一八日右 b港を出航し、同月二〇日頃広島県佐伯郡 c 町 a 沖合に至り、更に同所において原審相被告人 J、I、K、L等と共に同船より機帆船 G 丸に積替えた上、密かにこれを広島市 d 港岸壁に陸揚げして以て密輸入を遂げ

被告人Bは右E号の船長、又被告人C同Dは同船の船員であるところ、 同船により大韓民国から本邦内に生赤貝を輸送するに当り、いずれも被告人Aが前 記(一)に記載するように税関の免許を受けないで青銅を本邦内に密輸入するもの である情を知りながら同人の依頼を受け、同人のためb港沖合におけるこれが船積 み並びにa沖合までの輸送に従事し、以て右Aの密輸入行為を容易ならしめて幇助 したものである。

(証拠の標目)

被告人C及び同Dの司法警察員並びに検察官に対する各供述調書を附加する外原 判決掲記の判示第一事実に対するものと同一につきこれを引用する。

(法令の適用)

被告人Aに対し

昭和二九年法律第六一号による改正前の関税法第七六条第一項

(懲役刑選択) 刑法第二一条

前記関税法第八三条第一項 刑事訴訟法第一八一条第一項

被告人B、同C、同Dに対し

各前記関税法第七六条第一項、刑法第六二条第一項(各懲役刑選択)刑法第六三 条第六八条第三号第二五条

なお被告人Bに対し前記関税法第八三条第一項

よつて主文のとおり判決する。

(裁判長判事 柳田躬則 判事 尾坂貞治 判事 石見勝四)